

議案第70号

北名古屋市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

北名古屋市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年8月26日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、コミュニティセンターの使用において、各施設における使用条件の均衡と施設使用に係る市民負担の公平性を図ることを目的に使用料を改めるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第144号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

使用料

利用時間	室名	市内	市外
3時間	ホール	3,000円	3,600円
	会議室1	840円	1,000円
	会議室2	840円	1,000円

備考

- 貸出しは、3時間単位とする。
- この表中「市内」の使用料が適用されるのは、市内に在住し、在勤し、又は在学する者が利用する場合とする。
- この表中「市外」の使用料が適用されるのは、市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が利用する場合とする。
- 営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の北名古屋市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の施設の使用に係る使用料について適用し、施行日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の条例の規定に基づく申請その他の準備行為は、施行日前においても、行うことができる。